

「経済安全保障法制に関する意見」 有識者会議提言を踏まえて」を公表

—— 経済安全保障の適切な確保を目指して

我が国のリスク管理においてサイバー攻撃への対処が大きなウエートを占めるようになり、また、地政学リスクが高まる中で技術流出の防止が一層重要な課題となっている。加えて、新型コロナウイルスの感染拡大でサプライチェーンの脆弱性があらわになった。このような状況にあつて、経済と安全保障を切り離して考えることはもはや不可能であり、我が国として経済面でも安全保障を適切に確保することは、岸田文雄首相が施政方針演説で言及したように「待ったなしの課題」である。政府は、脆弱性の克服に向けて他国に過度に依存せずに自律性を向上させる（戦略的自律性の向上）とともに、技術面で他国との間で優位性を獲得し、国際社会において不可欠の存在・地位を占める（戦略的不可欠性の確保）ための諸施策に既に着手している。そ

れらに加え、上記の課題に対処するため、急ぎ法制上の手当てが必要とされる事項を盛り込んだ経済安全保障推進法案を今通常国会に提出する方針であり、経団連として、この方針を支持している。

こうした中、2月1日、経済安全保障法制に関する有識者会議（以下、有識者会議）から「経済安全保障法制に関する提言」（以下、有識者会議提言）が政府に提出された。同提言は、経済界を含む関係者の意見を踏まえ、全体として経済活動の自由や国際ルールとの整合性に配慮した内容となっている。

有識者会議提言を踏まえて、経済安全保障推進法案が策定されると想定されることから、経団連は、2月9日に「経済安全保障法制に関する意見」を公表した。本意見は有識者会議提言に沿って、有識者会議等の場で経団連

副会長／外交委員長
ANAホールディングス
社長

片野坂真哉

かたのざか しんや



外交委員長
大林組会長

大林剛郎

おおばやし たけお



として主張してきた基本的な考え方を改めて述べたうえで、法制化にあたって留意すべき点等について意見を表明するとともに、一般の法制化を有効ならしめるために並行して検討・推進すべき施策について併せて提言している。概要は以下の通りである。

意見の概要

(1) 今次法制化に関する意見（「」内は有識者会議提言より抜粋）

企業が国内外問わずに自由に事業活動を展開できる環境を維持・改善することが重要で

あり、今次法制化にあたってもこの点に留意することが求められる。また、諸外国の取り組みに照らして、企業活動に過度な制約を課すべきではない。

① サプライチェーンの強靱化

「民間事業者による創意工夫を生かした事業活動をインセンティブ等で後押しすることが重要」とされていることは適切である。制度



小林大臣（左から3人目）へ建議

の対象を絞り込むべきとされていることも妥当である。一方、調査に関しては「事業者の応答」を法的に担保できる枠組みを整備することが必要としているが、対象をできる限り絞り込むことで、事業者が調査の目的・意義を十分理解できるようにすることが重要である。

② 基幹インフラの安全性・信頼性の確保

安全性・信頼性を確保するための措置を導入する範囲は「真に必要なものに限定すること」が求められ、法案および下位法令の規定ぶりを注視していく。遡及適用については「規制の実行可能性や事業者負担に鑑み慎重に判断するべき」とされており、法案および下位法令の規定ぶりを注視し、必要に応じて事業者負担を訴えていく。

③ 官民技術協力

先端的な重要技術の研究開発等に向けて産学官のエコシステムを形成することが重要である。特にアカデミアが経済安全保障の強化推進のための先端重要技術に関するプロジェクトの意義を適正に理解・評価する環境を醸成することが必要である。また、国の安全保障上の具体的なニーズが産学との間で共有されることを期待する。

④ 特許出願の非公開化

非公開の対象となる発明、特にデュアルユース技術について「支障が少ないケースに限定するべき」である。外国出願の制限の対象も「十分に限定された範囲とするべき」であり、法

案および下位法令の規定ぶりを注視していく。

(2) 並行して検討・推進すべき施策

経済安全保障に関する施策を実効あるものとするには、経済インテリジェンス機能の強化が不可欠である。また、中長期的課題として、相手国から信頼されるに足る、実効性のある情報保全制度の導入を目指すべきである。さらに、他国による法令の域外適用や、人権問題への対応も求められる。このほか、国内投資の拡大を促す環境の整備等に取り組む必要がある。

政府への働き掛けと経団連の今後の取り組み

2月9日には本提言を小林鷹之経済安全保障担当大臣に建議し、法案の策定にあたり経団連の意見を十分斟酌されたいと伝えた。小林大臣は、経団連の提言を踏まえて法案の策定準備を加速したいと述べたうえで、法案成立後にも細部について産業界と緊密に意思疎通をしたいと表明した。

小林大臣の発言の通り、法案が成立した時点には、政省令等で制度の詳細が規定されることになる。経団連は、政省令等の規定ぶりを注視し、適宜適切に意見を発信していくことにより、経済安全保障を適切に確保する一端を担う決意である。

*本稿の内容は、本稿執筆（2月中旬）時点の状況に基づく